

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府
との間の協定を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の主要内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	三

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、英国による欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）からの脱退に伴い同国において適用される保障措置が変更されること等を踏まえ、平成十年（千九百九十八年）十月に効力を生じた英国政府との間の現行の原子力協定（以下「現行協定」という。）の内容を改正するため、令和元年（二千十九年）六月以来、英国政府との間で交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的な合意をみるに至ったので、令和二年（二千二十年）十二月十六日にロンドンにおいて、日本側在英大使と英国側クワ・テン・ビジネス・エネルギー・産業戦略閣外大臣との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書は、現行協定について、英国において適用される保障措置の変更を反映し、我が国政府とユーラトムとの間の原子力協定の一部の規定と主旨の規定を加え、また、核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映する内容の改正を行うものである。この議定書の締結により、日英両国間において原子力の平和的利用のための適切な法的枠組みが引き続き確保されることとなる。

二 議定書の主要内容

この議定書は、前文、本文十五箇条及び末文から成り、その主要内容は、次のとおりである。

- 1 現行協定の前文について、英国がユーラトムの加盟国であることを認識する旨の規定を削ること等を定める。（第一条）
- 2 現行協定第一条(c)について、「及び設備」を「設備及び技術」に改めることを定める。（第二条）
- 3 現行協定第二条について、英国において適用される保障措置の変更を反映すること等について定める。（第三条）
- 4 現行協定第三条について、「及び設備」を「設備及び技術、技術に基づく設備」に改め、同条を同条2とし、新たな同条1として、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う旨の規定を加えることを定める。（第四条）
- 5 現行協定第四条について、英国において適用される保障措置の変更を反映すること等について定める。（第五条）
- 6 現行協定第五条を同条1とし、新たな同条2として、日本国及び英国は、この協定の実施に当たり、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するよう行動する旨の規定を加えることを定める。（第六条）

7 現行協定第六条について、同条1中「及び設備」を「設備及び技術、技術に基づく設備」に改めること等を定める。（第七条）

8 現行協定第七条について、同条1中「及び設備」を「設備及び技術」に、「品目」を「資材、核物質、設備又は技術」に改めること等を定める。（第八条）

9 現行協定第七条の次に新たな第七条のAから第七条のDまでとして、次の内容の規定を加えることを定める。（第九条）

(1) 両締約国政府は、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。

(2) この協定の規定は、誠実に実施し、原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならない。転換等の工程において混合されることにより核物質の特定性が失われた場合等には、当該核物質の特定については、代替可能性の原則等により行うことができる。日本国及び英国は、この協定の実施に当たり、原子力の安全に関する条約等に適合するように行動する。

(3) 両締約国政府は、この協定の下での協力から生じた知的財産等の適切かつ効果的な保護を確保する。

(4) 両締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

10 現行協定第十一条について、いずれかの締約国政府が保障措置協定を終了させる場合等に関する規定を加え、「核物質であって」を「資材、核物質及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、」に改め、同条を同条1とし、新たな同条2及び3として、英国がこの協定に基づいて移転された核物質等を用いて核爆発装置を爆発させる場合又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、それぞれ日本国政府又は英国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利等を有する旨の規定を加えること等を定める。（第十条）

11 現行協定第十二条について、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」及び「回収され又は副産物として生産された核物質」の定義を加えること等を定める。（第十一条）

12 現行協定第十四条4について、「及び」を「、第七条のB3及び4並びに」に改めること等を定める。（第十二条）

13 現行協定の附属書AのA部について、外部熱遮蔽体を加えることを定める。（第十三条）

14 現行協定の附属書Cについて、「移転され又は再移転される品目」を「この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、移転され又は再移転されるもの」に改めること

を定める。(第十四条)

15 この議定書の効力発生等について定める。(第十五条)

16 この議定書に関連し、現行協定の補足的な合意事項を記録した合意された議事録について、英国において適用される保障措置の変更を反映し、協定第七条のDに関する補足的な合意事項を加えること等について定める合意された議事録が作成されている。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。